資　料　編

1　日光市環境基本条例

2　第２次日光市環境基本計画策定経過

１　計画策定の経過
２　日光市環境審議会
（1）日光市環境審議会委員名簿
（2）諮問・答申
３　日光市環境基本計画推進委員会
日光市環境基本計画推進委員会設置要綱
日光市環境基本計画推進委員
４　日光市環境基本計画策定検討委員会
日光市環境基本計画策定検討委員会設置要綱
日光市環境基本計画策定検討委員

3　用語の解説

1　日光市環境基本条例

「日の光ふりそそぐ地、日光。」

太陽からの恵みを受け、連続する森林地帯が広がる日光市では、豊かな命が循環している。この地では、希少な自然と歴史文化遺産が調和した国立公園から身近な里山や湧水、田園風景に至る多彩な自然環境が広がっている。

「豊かな自然からの恩恵。」

かけがえのない自然は、空気、水、土などの資源を育み、水源地に住んでいる私たちだけでなく多くの人々にも恵みを与えている。これは、先人の努力があったからこそ、現在の私たちが享受できるものである。そして、豊かな自然は、意志を持って守っていかなければ壊れてしまうものである。

「子どもたちへの約束。」

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で、安全で快適な生活を営む権利を有している。そして、先人と同じようにこの環境を守り、育み、未来を担う子どもたちに引き継がなければならない。

いま、私たちは、地域と地球に生じる環境問題を真剣に受け止め、一人ひとりが日常生活のあり方を見直すとともに、環境をよりよくするための行動を自ら実践しなければならない。

私たちは、日光市を訪れる多くの人々とともに、かけがえのない自然を守り、環境への負荷の少ない循環型社会を形成し、環境資源を活かした環境交流を実現するためにこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、滞在者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保並びに環境を通じて市民と滞在者との交流が育まれることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　環境の保全及び創造　環境の保全（自然環境の保全や公害の防止等環境の保全をいう。以下同じ。）にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な生活空間を創出することをいう。

(2)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(5)　滞在者　通勤、通学、旅行等で市に滞在する者（市を通過するものを含む。）

(6)　環境交流　環境資源（優れた自然、歴史文化遺産等の環境資源をいう。以下同じ。）を活用して市民と滞在者がふれあい又は交流することにより環境の保全について相互に理解を深めることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造をするための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1)　環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

(2)　環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

(3)　環境の保全及び創造は、すべてのものが参画するとともに、環境交流を通じて行われなければならない。

(4)　地球環境の保全は、市民、事業者、滞在者及び市が自らの課題であることを認識し、

すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(5)　環境の保全は、市民、事業者、滞在者及び市が事業活動その他の人の活動を行うに際し、最大限尊重されなければならない。

(基本理念に対する役割)

第4条　市民、事業者、滞在者及び市は、基本理念を実現するためにそれぞれの責務に応じて公平な役割を分担しなければならない。

(市民の責務)

第5条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において廃棄物の発生抑制、資源及びエネルギーの節約その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条　滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条　市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

第2章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

(基本的指針)

第9条　市が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するときは、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策の基本的な指針(以下「基本的指針」という。)によるものとし、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　連続する森林地帯、健全な水循環、水と緑の自然環境の保全等かけがえのない環境を守り育むまちづくりを進めること。

(2)　大量生産、大量消費及び大量廃棄型社会がもたらす環境問題について理解を深め、廃棄物の発生抑制と資源としての再使用又は再生利用を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会のまちづくりを進めること。

(3)　生活排水、騒音、振動、悪臭等の都市生活型公害や産業公害を防ぎ、化学物質による人の健康や生態系への影響を未然に防止していくなど快適で安心して暮らせるまちづくりを進めること。

(4)　市民、事業者、滞在者及び市のすべてが、地球環境の保全について環境に配慮した責任ある行動をとることにより、地域から地球環境に貢献する環境にやさしいまちづくりを進めること。

(5)　環境資源を活かし、多彩な環境交流が育まれるまちづくりを進めること。

(環境基本計画)

第10条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、日光市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3　市長は、環境基本計画を定めたときは遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章　環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境の状況等の報告書の作成)

第11条　市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境への配慮措置)

第12条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減が図られるように、環境の保全について十分に配慮しなければならない。

2　市は、市民、事業者及び滞在者が自発的に環境への負荷の低減を図ることとなるように、環境への配慮について必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第13条　市は、公害を防止するために公害の原因となる行為に関する規制、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

（支援措置）

第14条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減させるための施設の整備その他適切な措置に対し、必要な支援措置を講ずるものとする。

（環境教育の充実及び環境学習の推進）

第15条　市は、市民、事業者及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第16条　市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が、自発的に行う清掃活動、資源の循環的な利用に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（情報提供の実施）

第17条　市は、前3条に定める事項を推進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第18条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の保全及び創造に関する事項について情報を収集し、調査し、及び研究するよう努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第19条　市は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第20条　市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（水と緑の自然環境の保全の推進）

第21条　市は、水と緑の自然環境を良好に保全するとともに、自然との触れ合いを通じた多彩な環境交流を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第22条　市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するための施策を積極的に推進するものとする。

第4章　日光市環境審議会

第23条　環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、審議するため、日光市環境審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を調査し、又は審議する。

(1)　環境基本計画に関すること。

(2)　環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。

3　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　公募の市民

(2)　学識経験を有する者

(3)　事業者を代表する者

(4)　市民団体を代表する者

(5)　関係行政機関の職員

(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

5　委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

6　委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（日光市環境審議会条例の廃止）

2　日光市環境審議会条例（平成20年日光市条例第7号）は、廃止する。

2　第２次日光市環境基本計画策定経過

1　計画策定の経過

時　期	名　称	内　容
平成 30 年(2018 年)		
9 月 13 日	平成 30 年度第１回 環境審議会	委員委嘱、会長・副会長の選出 ・第２次環境基本計画策定スケジュールの説明 ・第１次環境基本計画の評価について ・環境に関するアンケートの調査内容について
10 月 3 日 ～ 10 月 18 日	環境に関する意識調査 ※小中学生は 10 月中実施	市民 2,000 名　郵送法 事業者 205 社　郵送法 小学５年生、中学２年生全員（約 1,200 名） 各教室で配布・回収
令和元年(2019 年)		
7 月 11 日	令和元年度第１回 計画策定検討委員会	・第２次環境基本計画素案について ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る各課取組について ・地域気候変動適応計画に係る各課取組について
7 月 29 日	令和元年度第１回 環境審議会	・第２次環境基本計画策定スケジュールについて ・第２次環境基本計画素案について
8 月 20 日	環境基本計画推進委員会	・第２次環境基本計画素案の調整
9 月 4 日	市長決裁	・第２次環境基本計画原案の決定
9 月 20 日	観光産業建設常任委員会	・第２次環境基本計画原案の委員会への報告
9 月 27 日	議員全員協議会	・第２次環境基本計画原案の議会への報告
11 月 5 日 ～ 12 月 5 日	パブリックコメント	・第２次環境基本計画原案への意見聴取
11 月 11 日	令和元年度第２回 環境審議会	・第２次環境基本計画原案の答申
12 月 18 日	決裁	・第２次環境基本計画最終計画の決定
令和2年(2020 年)		
1 月 14 日	議員全員協議会	・第２次環境基本計画最終計画の議会への報告

2　日光市環境審議会

（1）日光市環境審議会委員名簿

任期：平成 30 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日　　（敬称略、順不同）

委員の別		氏　　名	所　　属
	公募	大　島　一比古	市民
	公募	宮　脇　強　志	市民
	公募	村　田　信　幸	市民
会　長	学識経験者	加　藤　弘　二	宇都宮大学農学部准教授
	学識経験者	青　木　孝　純	株式会社日光自然博物館営業部長
	事業者	崎　浜　秀　治	株式会社ヨックモッククレア生産技術部長
	事業者	山　城　大　輔	富士食品工業株式会社日光工場総務部係長
	事業者	加　藤　　茂	古河電気工業株式会社日光事業所所長
	市民団体	岸　野　　稔	日光市自治会連合会副会長
	市民団体	八木澤　美　和	一般社団法人日光市観光協会会員
副会長	市民団体	兼　目　和　子	日光市消費者友の会会長
	市民団体	相　模　多恵子	日光市女性団体連絡協議会副会長
	市民団体	柴　田　富美子	日光市女性団体連絡協議会会員
	関係行政機関	水　﨑　進　介	環境省日光国立公園管理事務所　所長
	関係行政機関	仁　平　康　介	栃木県県西環境森林事務所　環境部長 （任期:平成 30 年 8 月 1 日～令和元年 7 月 29 日）
	関係行政機関	佐　藤　健　之	栃木県県西環境森林事務所　環境部長 （任期:令和元年 7 月 29 日～令和 2 年 7 月 31 日）

（2）諮問・答申

①　諮問書

日環第７１号
平成３０年(2018 年) ９月１３日

日光市環境審議会長　様

日光市長　大　嶋　一　生

諮　問　書

日光市環境基本条例第２３条第２項の規定に基づき、下記事項について諮問いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

記

１　諮問事項
　第２次日光市環境基本計画の策定について
２　趣旨
　日光市環境基本条例第１０条第１項の規定では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めることとなっております。現計画は平成３１年度で目標年度を迎えますので、第２次計画の内容について貴審議会でご審議をお願いするものです。

②　答申書

令和元年１１月１１日

日光市長　大　嶋　一　生　様

日光市環境審議会
会長　加　藤　弘　二

答　　申　　書

平成３０年９月１３日付け日環第７１号にて日光市環境審議会に対して諮問された「第２次日光市環境基本計画の策定」について、慎重に審議した結果、その内容は妥当なものと認めます。

３　日光市環境基本計画推進委員会

日光市環境基本計画推進委員会設置要綱

（設置）
第１条　本市の環境行政を総合的に推進するため制定した日光市環境基本計画（平成２２年２月制定。以下「基本計画」という。）による施策を総合的かつ効果的に推進するため、日光市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を行う。
（１）基本計画の施策の推進及び進行管理に関すること。
（２）基本計画の施策に関する関係部課間における連絡及び調整に関すること。
（３）基本計画の策定及び改定に関すること。
（４）前３号に掲げるもののほか、基本計画に係る事項について必要と認められること。
（組織）
第３条　委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長をもって充て、副委員長には市民環境部長をもって充てる。
３　委員長は、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要と認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
４　委員長は、会議における審議結果について市長に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。
（事務局）
第５条　委員会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。
付則
第９条　この要領に定めるものの他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
附　則
この要領は、平成２３年１２月１日から施行する。
この要領は、平成２４年４月１日から施行する。
この要領は、平成２８年４月１日から施行する。
この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

別表

日光市環境基本計画推進委員

副市長（委員長）
企画総務部長
財務部長
地域振興部長
市民環境部長（副委員長）
健康福祉部長
観光経済部長

建設部長
上下水道部長
会計管理者
教育次長
議会事務局長
消防長

4　日光市環境基本計画策定検討委員会

日光市環境基本計画策定検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、日光市環境基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、環境の保全に関する調査検討を行い、日光市環境基本計画の原案策定を行なう。
（組織）
第３条　委員会は別表に掲げる委員をもって組織する。
２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市民環境部長の職にある者をもって充て、副委員長には市民環境部環境課長の職にある者をもって充てる。
（任期）
第４条　委員の任期は第２条に定める所掌事項を終了し、その内容を市長に報告するまでとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（報告）
第７条　委員長は、第２条に定める所掌事項について終了したときは、その内容を市長に報告しなければならない。
（庶務）
第８条　庶務は、市民環境部環境課において処理する。
（その他）
第９条　この要領に定めるものの他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
附　則
この要領は、平成２０年５月１４日から実施する。
この要領は、平成２１年４月１日から適用する。
この要領は、平成３１年４月１日から適用する。

別表

日光市環境基本計画策定検討委員

市民環境部長	観光課長
環境課長	商工課長
総合政策課長	農林課長
総務課長	都市計画課長
資産経営課長	建設課長
日光行政センター所長	維持管理課長
藤原行政センター所長	下水道課長
足尾行政センター所長	水道課長
栗山行政センター所長	学校教育課長
生活安全課長	文化財課長
健康課長	消防本部総務課長

3　用語解説

＜１２３…、ＡＢＣ…＞

３Ｒ（スリーアール）

ごみ減量の行動理念である次の３つの頭文字（Ｒ）をとった活動のこと。次の順で取り組むことにより、最もごみを減らす効果があります。

・リデュース(Reduce)：発生抑制
・リユース(Reuse)：再使用
・リサイクル(Recycle)：再生利用

この３Ｒのほかに、次の新しい「R」を足していく考えもあります。

・リシンク（Rethink）:必要か考える
・リフューズ(Refuse)：断る
・リファイン(Refine)：分別する

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標です。この値が大きいほど、河川などの水中に有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされます。

CO_2（二酸化炭素）

最も基本的な炭素の酸化物で、地球温暖化に関係する温室効果ガスの一種。温室効果ガスの排出量を示すための換算指標として使われているため、温室効果ガスの総称として、CO_2（二酸化炭素）といわれることもあります。

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物量を表す指標の一つです。COD は事業所等の排水規準や海域と湖沼の環境基準に用いられています。COD の値は、試料水中の被酸化性物質量を一定の条件下で酸化剤により酸化し、その際使用した酸化剤の量から酸化に必要な酸素量を求めて換算したもので、COD が高いほど有機物量が多いといえます。

COOL CHOICE（クールチョイス）

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスの排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をする取り組み（国民運動）のことをいいます。

COP（締約国会議）

条約を批准した国が集まる会議（Conference of the Parties）の略称です。一般的には気候変動枠組条約締約国会議をいうことが多いですが、条約により様々な COP があります。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Change（国連気候変動に関する政府間パネル）の略です。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

LED（発光ダイオード）

電流を流すと発光する半導体素子を発光ダイオード（LED：Light Emitting Diode）といいます。白熱電球や蛍光灯などの発光装置に比べ、小型化が容易で衝撃に強く、構造が単純で安価に大量生産でき、消費電力が少ない特徴があります。

PDCA サイクル

計画や環境マネジメントシステムにおいて、その実施や進捗状況を定期的に点検評価し、計画や環境マネジメントシステムに反映するしくみのことをいいます。①計画（Ｐｌan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Action）という PDCA のサイクルを構築し、継続的に実施することで、その効果や実効性、環境負荷の低減をはかることを目的としています。

SDGｓ（持続可能な開発目標）

2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能なアジェンダ」に掲げられた経済・社会・環境の３つのバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことをいいます。2030 年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）を掲げています。

T-N（全窒素）

水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体（総量）のことをいいます。無機性窒素と有機性窒素に分類されます。無機性窒素はアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素に分類され、有機性窒素はタンパク質に由来するものとそうでないものに分類されます。窒素とリンは、動植物の生育に必須の元素ですが、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に流出すると「富栄養化」の原因となります。T-N の値が

高いほど「富栄養化」が進んでいる水域であることを示しています。

T-P（全リン）

水中に存在するリン酸イオン、ポリリン酸類、動植物質の有機化合物など各種形態のリン化化合物の全体（総量）のことをいいます。全リンは無機性リン及び有機性リンに分類されます。窒素と同様に動植物の生育にとって必須の元素ですが、肥料や排水に含まれるリンが海域や湖沼に流入すると「富栄養化」の原因となります。T-P の値が高いほど「富栄養化」が進んでいる水域であることを示しています。

〈あ行〉

アクアスポット

日光商工会議所で作成した「日光水物語」で取り上げている市内に設置された水飲み場などの総称です。

イノベーション

語源は英語の「変革する」「刷新する」で、従来のモノやしくみ、組織などを改革して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす活動全般のことをいいます。

エコアクション

本計画では、エコ（環境に優しい）なアクション（活動、行動、行為）全般を総称してエコアクションとしています。

エコオフィス<日光市エコショップ等認定制度参照>

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所のことです。事務活動により生じる二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止を進めている事業所を指すこともあります。

エコクッキング

食材を無駄なく使う料理法のことです。地球環境を思いやりながら、買い物、調理、食事、片づけまでを含めた幅広い意味での料理全般のことをいいます。

エコショップ<日光市エコショップ等認定制度参照>

自治体等のエコショップ制度に基づいて、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店のことです。登録定義は実施自治体等によって異なります。

エコツアー、エコツーリズム

環境保護・自然保護の理解に重点を置いて企画された旅行をエコツアーといいます。エコツーリズムは、自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会を提供することです。地域資源とのふれあいを提供することにより、地域の暮らしを安定させ、資源を守ることを目的としています。

エコドライブ

環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことです。一般に、急加速・急発進の自粛、エンジンブレーキを活用した減速（早めのアクセルオフ）、加減速の少ない運転、エアコンの使用自粛、暖気運転を控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧をこまめにチェック、不用な荷物は積まないで走行するなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転のしかたをいいます。

エコライフ

環境に優しい生活のこと。自然環境の保全や地球温暖化対策、ごみの減量化・資源化など、環境に留意した取り組みを行っている生活全般のことをいいます。

エネルギー起源 CO_2

燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素をエネルギー起源二酸化炭素（CO_2）といいます。火力発電所から供給される電気の使用も含まれます。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのことです。地球温暖化対策においては、7 種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が削減対象になっています。

〈か行〉

外来種・特定外来種（特定外来生物）

もともとその地域にいなかったのに、人為的に他の地域から入ってきた生物種のことを外来種といいます。特定外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」でリストアップされ、飼育・運搬などが禁止されている生物種です。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のことです。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

環境家計簿

毎月の電気やガス等の消費量を入力することにより、家庭からの CO_2 排出量が計算・チェックできる家計簿のことをいいます。

環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが

望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことです。

「環境にっこう」

市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのことです。日光市のホームページと市広報紙の２つがあります。ホームページには、環境に関する情報が常時、個別に掲載されています。市の広報紙には３ヶ月ごとに環境に関して、市民にお知らせしたい情報を分かりやすく掲載しています。

環境パートナーシップ

パートナーシップ（協働）とは、行政・ＮＰＯ・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うことです。持ち味や得意分野の異なる主体がパートナーシップを組むことで、それぞれの特長を生かし合って、合理的な課題解決の枠組みをつくり、資源の共有と適切な役割分担することにより、互いに新しい発見やアイデアが生まれ、相乗効果が発揮される可能性があります。

環境負荷（環境への負荷）

日光市環境基本条例では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。

環境マネジメントシステム（EMS）

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

環境リスク

リスクとは、危険や恐れなどを意味し、将来起こりうる悪い出来事、損失を被る危険性などをいいます。環境分野では、一般的に環境リスクとは、化学物質によるリスクを指し、環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす恐れのあることをいいます。本計画では、化学物質を含めたさまざまな環境面のリスク全般で用いています。

かん養（機能）

地下水かん養ともいいます。地表に降った雨や地表の水が地中に浸透し、地下水を潤すことです。かん養された地下水は、地中をゆっくりと流下し、地表や河川などに湧出することにより、雨水の地表流出を調整し、河川の流量を維持しているほか、水質を浄化するなどの役割を果たしています。

気候変動

気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されています。

近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多いです。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、値段や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入・調達することをいいます。

グリーンツーリズム

農村地域での自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。近年の都市住民の自然・ふるさと志向と、豊かな村づくりを進めようとする農村の思いを背景にして、稲刈り等の農業体験など、地域の特性に応じた様々なメニューが用意されています。

クリーンパートナー制度

市が管理する道路・公園等の公共施設を、市民がクリーンパートナーとして市に代わりボランティアで管理する制度のことです。快適な居住環境の維持向上をはかり、協働のまちづくりを推進することを目的とした制度です。

クールビズ・ウォームビズ

働きやすい衣服の重ね着や軽装化により、室温などを冷やし過ぎず、暖め過ぎないように冷暖房の温度設定を調節し、エネルギー使用量と、温室効果ガス排出量を削減していく行動や活動のことをいいます。

光化学スモッグ（光化学オキシダント）

自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NOx）や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素（HC）などが、太陽の強い紫外線を受け、光化学反応により、光化学オキシダント（Ox）という新たな物質に変化します。この濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになります。この現象を光化学スモッグといい、私たちの目をチカチカさせたり、のどの痛みをおこしたりします。

コカナダモ

関東以西の湖沼、河川などの浅い水中に群生する沈水性の多年草で、アメリカ北東部原産の帰化植物です。低温や水流に耐え、そのままで越冬します。茎葉は折れやすいものの、繁殖力が強く、そのまま根付いて増えます。藻類は生育時には栄養塩類を吸収し、水質浄化作用があると考えられますが、枯れると湖底に堆積し、水質汚濁の原因となります。

こどもエコクラブ

地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生のグループのことです。2 人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。環境省では、平成 7 年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

コンパクトなまちづくり

一般的には、徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態からなるまちづくりのことです。職住近接や交通、サービスの利便性が高く、省エネルギーやエネルギーの効率的利用が進められる都市のイメージを示しています。

コンポスト

コンポストとは、生ごみや落ち葉、わらのような植物、下水汚泥等の有機物を、微生物を利用して発酵・分解して堆肥化することです。コンポスト容器は生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器で、容器に入れた生ごみの水分は地中に浸み込み、残った有機物の部分は土の中の微生物等の働きで発酵・分解され、数か月程度で堆肥になります。

〈さ行〉

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

里地里山

環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義しています。

里地里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域です。しかし、過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の減少など、生物多様性が脅かされており、保全・再生が必要とされています。

里山

一般的には、人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のことをいいます。昔は薪や炭の生産に利用されてきましたが、石油や石炭などの化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっています。近年、身近なみどり、生物の生息生育空間、自然とのふれあいの場、木質バイオマス資源等としての価値が見直され、その保全・活用が進められています。

事業者向け環境メール

日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報について登録を希望された事業所に、市から電子メールで提供するサービスのことです。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすために、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、使用した資源を有効に、繰り返し使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑えるしくみが構築された社会をいいます。生産活動や日常生活の中で環境負荷を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のことで、循環型社会ともいいます。

資源物回収団体

空き缶、空きびん、古紙などの資源物の分別を実施し、ごみの減量化と資源の有効活用を進めることを目的として、家庭から出る資源物を自主的に回収する団体（地域住民で構成する自治会、子供育成会など）のことです。日光市には資源物回収団体に「資源物回収報奨金」を交付する報奨金制度があります。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして、環境負荷を和らげる自動車をいいます。低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月）において、次世代自動車は、「ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、ＣＮＧ自動車等」と定義しています。

自然共生社会

生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された社会をいいます。

食育（食育学習）

食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。「食育基本法」（2005 年）では、生きるための基本的な知識として、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられ、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育としています。

食品ロス

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

スラグ（溶融スラグ）

廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたものです。建設・土木資材として活用されています。

生態系

エコシステム（Ecosystem）ともいいます。食物連鎖などの生物間の相互関係と、それを取り巻く生物以外の環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

生物多様性

地球上には様々な生きものが生息し、それぞれの生命一つひとつに個性があり、全てが直接的、または間接的につながっています。この生きものたちの豊かな個性とのつながりを生物多様性といいます。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の３つのレベルで多様性があるとしています。

世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」（1972 年ユネスコ総会採択）に基づいて、世界遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ建築物や遺跡、地形や生物、景観などをもつ地域などをいいます。

全市クリーン大作戦

市民参加による環境美化活動として、６ 月第１ 日曜日及び 11 月第３ 日曜日に実施している一斉清掃活動のこと。各自治会に参加を呼びかけ、市が管理する道路・公園等に不法投棄された廃棄物を収集します。清掃活動を通して快適な居住環境の維持向上を図るとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

〈た行〉

脱炭素社会

地球温暖化防止に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO_2）を排出しない社会、例えば、水素エネルギーや再生可能エネルギーの活用など、化石燃料の燃焼に頼らない社会をいいます。

地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画で提唱された、複数の環境課題の統合的な解決に向けた考え方です。「各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす」という概念を示したものです。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略です。旬の食べ物を新鮮なうちに食べられる、消費者と生産者の距離が近いため鮮度が高く、安心できる、地域の活性化や伝統的食文化の継承などのほか、農水産物の輸送にかかるエネルギーを削減できるなど、地球温暖化防止にも貢献する取組として、各地域で進められています。

低炭素社会

地球温暖化防止に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO_2）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会をいいます。

出前講座

市の職員、関係機関の職員や専門知識を有する市民が講師となって、学校や市民のもとへ出向き、仕事の内容や専門知識を「学習講座」という形で「出前」し、一緒に学習することです。

電動生ごみ処理機

電動生ごみ処理機は、生ごみをヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に乾燥したり分解したりして減量・減容させる家電製品で、生ごみの容積を約 1/7 から 1/10 に減らすものです。

〈な行〉

日光市エコショップ等認定制度

ごみの減量化、資源化、再生利用、省エネルギーの推進に積極的に取り組む市内の小売店、飲食店、事務所、ホテル等をエコショップ、エコレストラン、エコオフィス、エコホテル（エコショップ等）を認定する制度です。

〈は行〉

バイオマス

バイオマスとは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。具体的には農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなどを言います。そのうち木材からなるバイオマス資源のことを「木質バイオマス資源」といい、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがあります。

パリ協定

2015 年フランスのパリで開催された第 21 回気候変動条約締約国会議（ＣＯＰ21）で採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）で、既定数の 55 か国以上が批准し、2016 年 11 月に発効しました。世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を 2℃以内（努力目標 1.5℃）に抑えることなどが定められています。

光害

不適切な照明や過剰な光による生活環境や自然環境への影響（害）のことをいいます。人間の生活サイクルを乱したり、動植物の生育に悪影響を及ぼしたり、天体観測を難しくしたりする影響などがあります。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している直径が 2.5μm 以下の超微粒子で、大気汚染の原因物質の一つです（1μm は 1mm の千分の一）。Particulate Matter 2.5 を略して「PM2.5」ともいいます。

フリーマーケット

リサイクルを中心とした市民団体が主催し、公共の場所で開催される一般市民が参加する市場（マーケット）のことをいいます。出店者は業者ではなく、一般市民が主体で、出品される物は、仕入れた中古品ではなく、家庭の不用品が中心となっています。

〈ま行〉

マイクロプラスチック

海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことです。一般的には 1mm以下、5mmより小さな粒子や破片などのことを指します。プラスチックは自然分解されずに半永久的に残るという特徴があります。環境中に放出された使用済プラスチックは、雨で流され最終的に海に流れ着き、集積されます。その間に紫外線や波の影響などで劣化し、微小な粒子となり、魚など海洋生物の体内に蓄積され、生物や生態系への影響が懸念されています。

マイバッグ

エコバッグともいいます。買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取り組みで、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指しています。

水ストレス

水を安定的に、そして十分に供給することができない状態をいいます。水需給の逼迫（ひっぱく）の程度を表す指標では、人口 1 人当たりの最大利用可能水資源量、または年利用量を河川等の潜在的年利用可能量で除した値が用いられています。前者が 1700 立方メートルを下回ると水ストレス下にあるとされ、1000 立方メートルを下回ると水不足とよばれています。

モニタリング

状態を監視することや、状態を把握するために観測や測定を行うことをいいます。

〈や行〉

湧水ボランティア

主に今市扇状地の湧水地の状況や周辺動植物の観察をおこなっているグループです。市が事務局となり湧水地の保全に特化して活動しており、年 4 回の湧水地調査や研修会などを実施しています。

〈ら行〉

ライフサイクル

誕生から死にいたる人や生物の一生や生活周期をいいます。製品やサービスなどが生まれて（市場に投入されて）から消えていく（他の商品に駆逐される）までの過程などを、生物にたとえて、もののライフサイクルといいます。

ラムサール条約

1971 年にイランのラムサールで開催された国際会議において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。当初は、特に水鳥に注目し、その生息地として国際的に重要な湿地の保全と賢明な利用を目的としていましたが、現在は広く生態系の保全を目的としています。

リスクコミュニケーション

さまざまな環境面からのリスクに対して市民・産業・行政等のすべての者が正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図ることにより、そのリスクを減らすことをいいます。

リターナブル容器

リターナブルとは、瓶などの容器が再利用のために返却・回収が可能であることいい、代表的なリターナブル容器として、繰り返し使用できる一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなどがあります。

レッドリスト

絶滅の危険性を評価し選定作成される絶滅のおそれのある種のリストをいいます。分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックが編集されています。

第２次日光市環境基本計画

日光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
日光市気候変動適応計画

令和元年（２０１９年）１２月

発　行　日光市
編　集　日光市市民環境部　環境課
住　所　〒321-1292　栃木県日光市今市本町１番地
電　話　0288（22）1111（代表）
環境課メールアドレス　kankyou@city.nikko.lg.jp

安全で安心して暮らせる快適な環境の確保に向けて
かけがえのない自然を楽しみ・育み・つなぐ社会に向けて
環境への負荷の少ない資源循環型社会に向けて
エネルギーを有効活用する環境にやさしい社会に向けて
環境に学び、楽しみ・育み・つなぐ多彩な交流づくりに向けて

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。